

Title	諏訪大社御頭奉仕資料抄(1) : 昭和21年湖南村を中心として
Sub Title	Oto festivals of the Suwa grand shrine
Author	有賀, 喜左衛門(Ariga, Kizaemon) 黒崎, 八洲次良(Kurosaki, Yasujiro)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	1962
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要 : 社会学心理学教育学 (Studies in sociology, psychology and education). No.1 (1962.) ,p.93- 104
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	村落における氏神祭祀組織と政治・経済構造との関連 : 長野県諏訪市湖南南真志野 : 中間報告
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000001-0093

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

諏訪大社御頭奉仕資料抄（1）

—昭和 21 年湖南村を中心として—

Otō Festivals of the Suwa Grand Shrine

有賀喜左衛門

黒崎八洲次良

Kizaemon Ariga

Yasujiro Kurosaki

1. 氏神鎮守を中心とする諸祭祀

村落の生活において、村落の氏神鎮守を中心に行われて来た多くの祭祀は、村落の住民にとっていかなる意味を持っていたのであるか。別項の意見調査の資料に見られるように、現在の住民の多くはこれらの祭祀に対し次第に関心をうすくしつつあるように見える。この傾向は戦時中をのぞいて、昭和戦前においてもすでにあらわれていたが、戦後急速に強められたことは明かである。

若い世代が一般に在来の祭祀に無関心になったのに対し、老いた世代がこれを捨て切れないのはどの地方にも一般であるとしても、南真志野においては老いた世代でも表面的には強い関心を示しているように思われる。それにもかかわらず諸祭祀が何らかの形で残されていることはどこに理由があるのであろうか。諸祭祀が強い信仰として示されないとしても、慣習として存続していることが子供や青年の生活に与える影響を簡単に無視してよいとは思われない。外部の人がこのような慣習の存続を単に墮勢と見ることですませているのは多く見る所である。この意味は信仰としてはすでに消滅して、その形骸だけが慣習として残るという意味をさしているものようである。この見方のあたっている場合もあるが、そうでないと思われることもある。

諸祭祀に対する村人の関心に変化すると共に、

これらの祭祀の形式や内容も次第に変化して来たことを疑うことはできないが、村落生活においては諸祭祀に対する関心の持ち方にいろいろのちがいがあって、一様に変化しているのではない。そして現在見られる衰退の徴候も、これらの諸祭祀がやがてすべて消滅することを予示しているかどうかをきめることは今はまだ早い⁽¹⁾。衰退の度合が祭祀集団によってちがうのは、個々の祭祀集団が村落生活の中で持つ役割やその強さにちがいがあつたことを示すものであり、これは村落の社会構造の多様性を語るものである。このことはすでに消滅した祭祀集団を含めて考えて見ると一層よく理解することができる。

そこで特定の祭祀集団の消長を見る必要がある。南真志野において、江戸時代から昭和戦前迄の期間に存在した代参講は戦後伊勢講をのぞいてはすべて消滅している。これらは村内に拠点とな

⁽¹⁾ 東京における大企業の中に守護神を祀るものが多いことと比較することは大切である。一般家庭における神棚が著しく消滅したのに対し、経営体がかえって守護神を持つのは、現在の政治的経済的条件の中では、それが従業員の生活保障の基体としての役割を強く持つことと関係があるように見える。中央区佃島住吉神社（神主平岡好道氏）の氏子である白木屋、石川島重工KKなどの稲荷社や東京国際見本市場及び暗海スケートリンクにおける神祭の行われていることなどは経営体の守護神として新しい形を持つものである（佐原六郎教授のヒントにより調査）

る神祠を持たないことにその一つの理由があるであろうが、戦後の経過を辿るなら終戦後の悲惨な生活において神々の力にたよることが必要な条件にあったはずなのに、それらの神々に対する不信が敗戦によって深くなったことに大きな理由があったように思われる。このことはかえってそれ迄の神々への信仰の内容を示すものであって、これらの神々が個々の家の守護神としての性格を持っていたことに関係がある。さらにまた終戦後社会の混乱から旅行も容易でなかったし、身の生活に余りに多忙で、余力がなかったことも手伝って遠方の神々とは疎遠になったまま今日に来ているようである。

代参講に比較すれば村内に神祠を持つ場合は存続しているものが多い。この場合の祭祀集団はほぼ2種類に分けられる。1は特定の家連合を単位とするもの、2は沢、または部落を単位とするものである。1に属するものに祝神と山の神がある。家連合としての山の神の祭祀集団はほぼ6個残っている。山の神祭りには他に南真志野区で執行うものがあるから、後者は第2の部類に入るものとなる。祝神の祭祀集団はいわゆるマキであり、24個位が存続している。祝神講に関しては別に報告した。山の神講は他の諸講と共に別に発表されるので⁽¹⁾、ここでは省略する。

沢単位の祭祀集団としては、各沢における堂がまずあげられる。現在南沢のお堂は馬頭観音堂、野明沢のは大日如来堂、仲村沢のは大日如来堂、西沢のは庚申堂といわれる。これらの堂は今日は各沢住民の崇拜の対象というより、むしろ集会所として使用されている。沢の公式の集会所であり、沢の老人の念仏講、青年団子供仲間などの寄合所としても使用される。それ故今日の段階では沢を1つの祭祀集団として見てよいかどうか簡単にはきめられない。それは村落を1つの祭祀集団として見ることと同じことにもなる。前にふれたように氏神を村落団結の表象として見ることは、以前には比較的無理なくうけ入れられたが、今日かなりずれて来ているので、お堂の仏が沢にとっ

てどういう意味を持つかを明かにしなくてはならない。これにはお堂が単なる集会所として成立したか、もしくは仏堂として発生したかという問題とも関係があろう。しかしこれらのお堂の古い記録がないので、その成立をたずねることは今は困難である。

お堂の歴史を十分に明かにすることはできないとはいえ、全然それが不明なわけでもない。各沢のお堂の位置も何度か変遷しており、その間に本尊の変遷も生じている。南沢のそれは江戸時代の殿様御枕絵図⁽²⁾によれば、観音堂とあるもので、其後善光寺の薬師堂に移され、現在は馬頭観音を祀っている。野明沢のそれも枕絵図に見られ、観音堂であったが、現在の地に移るまでの間にいつか大日如来に変っている。西沢のそれは現在は庚申堂であり、十王様と大日如来を庚申と合祀しているが、枕絵図によれば庚申堂と十王堂とは別に存在したから、十王堂が失われて合祀されたと思われる。仲村沢のお堂は枕絵図にはそれらしいものが全然見えないが、矢沢博氏所有の記録に「享保十七年仲村沢行屋建立」のことが見えているのは、お堂を指したものとことである。して見ると殿様御枕絵図は享保17年以前の製作かと思われる。そして仲村沢のお堂が他の3つの沢のお堂より後にできたことも推測されるが、もしそうであるとすれば、それ以前のお堂は行屋であって、沢の集会所としての性格は稀薄ではなかったかと推測される。仲村沢のお堂が最初何を祀っていたか不明であるが、3回の移転の間に大日如来を祀るようになった。ともかくどのお堂も前には「お行屋」ということを注意したい。これらの資料はすべて上島佐吾吉氏に負っているが、善光寺の記録の中に注目すべきものがある。元禄8年頃に示寂した第十四世尊智和尚に関するものである。

当寺にて入仏開眼供養等せし堂坊

一南沢観音堂、一野明沢観音堂、一辻村毘沙門堂、一辻村阿弥陀堂、一北真志野村十王堂、一大熊村阿弥陀

⁽¹⁾ 大学院社会学研究科修士論文米地実簡「南真志野における講組の分析」

⁽²⁾ 諏訪藩一村限村地図ともいわれ、製作年代不明である。諏訪史談会の複製にはこれを享保一寛保年間の作と推定している。

堂、一大熊村観音堂、一同村薬師堂

又当寺より遷宮せる神社

一南真志野村鎮守野明大明神、一北真志野村権現、一
一大熊村七御社護神、一同村荒神、一同村山之神、南
真志野村山之神、一板沢新田山之神、一後山新田山神
今度建立之砌愚老遷宮之作法修之候以前神主源太夫有
之候節も遷宮之儀は□当時勤行候此年貞享二丙寅年二
月十五日尊智代也

この記録は西沢に十王堂や庚申堂がなかったことを示すのではなく、特定のお堂の仏像の入仏開眼をしたのが善光寺であったことを示すものであろう。龍雲寺や永久寺(田辺)の史料がないのでわからないが、上掲のお堂がこれによって善光寺の系譜にはいったことは明かであろう。つまり行屋も何宗何寺かの管理であることを形式的にきめなければならぬことが、江戸時代の寺院政策にはあったことを示している。それ以前には村々の行屋は何派の遊行僧でも使用できぬことはなかったのを、次第に他派の遊行僧や宗派からはなれた乞食僧らの立ちよることが簡単でなくなったのではないと思われる。善光寺や龍雲寺が行屋を葬式に使用したのではないので、⁽¹⁾ 村人の集会所として使用されることが多くなったのではないかと一応推測しておく。享保年代に仲村沢に行屋が建立されたことによって、各沢に行屋が揃ったらしいことは、それらが各沢の集会所としての意味を濃くしたのではなかったらうか。

これと同時に各お堂の本尊は各沢の守り本尊と見られるようになったと思われる。それらは善光寺か龍雲寺と形式的には関係を持っていたように思われるが、本尊には前述のように変遷があった。変遷しても各沢の守り本尊であることに変わりはなかった。その変遷の事情については全然わからぬが、初め観音が多く、其後大日如来が流行した時期があるように見える。この変化を見ると善光寺や龍雲寺との関係は形式的なものであったことがわかる。この変遷には当時流行した何かの講が強く作用していたにちがいない。仲村沢のお堂に延享2年の羽黒山火注連免許の記録が残っていることもそういうものの1つかもかもしれない。

沢の守り本尊が時期により変わったことは、時期時期の要求に迫られて、より効験のある仏を求めたという事情があったように思われる。しかし4つのお堂を見ても、すべて新しいものを古いものに代えてしまったとは思われない。簡単に新しいものにとり替えたのかどうかまだわからないが、おそらくそうでなかったのではないだろうか。

このことは単にお堂ばかりを見てはならない。各沢単位の諸祭祀があったことと深い関係がある。各沢に道祖神場のあることを見ても、道祖神が各沢毎に祀られていたことは明かである。今日道祖神祭は消滅している。子供仲間の祭祀としては8月25日の天神講があり、西沢以外の3つの沢の共有の天神社は鎮守習焼神社境内に祀られ、合同して祭祀する。西沢のみは西沢の堂脇に天神社があって、祭祀を別にしている。これもはじめは各沢単位のものであったかも知れない。虫祭(7月第一日曜)は現在でも子供仲間が各沢単位に行っている。もちろんこれは稲虫祓いであり、古くは重要な祭事であったが、子供仲間の行事となって残されている。

祭祀組織における天神講、若者連、中老、年寄の階層がくずれて⁽²⁾、断片的に残されているので、これらの行事の社会的意義も連絡していることが見られなくなったが、沢という小部落組織を中心にこれらの祭祀行事が以前には渾然一体となっていたことを知らなければ、お堂の社会的意義は理解できない。

次に部落単位の祭祀として氏神鎮守習焼神社を見ることは第一であるが、この外に秋葉神社と合併社とがある。秋葉神社は習焼神社の境内に小祠として祀られているにすぎないが、祭典は毎年8月22日、秋葉神社の火祭といわれて全部落の参加するものである。近村の事例から見ると本社は遠村秋葉山にあり、12月下旬の本社例祭に代参を行う慣例が多かった。南真志野においてもおそらく元は代参講ではなかったかと思われる。安永6年3月25日に南沢より発火し、56軒を焼いた。

⁽²⁾ 諏訪市中洲下金子では天神講、若連、中老、古老同神宮寺では天神講、若連、中老に分れていた。(有賀恭一著諏訪の若者仲間)

⁽¹⁾ 葬式は運台場で行う慣例であった

後火除けの神としての秋葉神社が本村に勧請された。毎年8月22日に火祭をした。そして15年に一度づつ大祭を行った。その賑わいは近郷にまれであったといわれるが、明治になっては12年と26年に行い、あとは廃された。そして例祭は南真志野だけのものとなった(上島佐吾吉氏談)。

合併社とは「マキと祝神講」の項にのべたが、祝神の合併社であり、明治43年の長野県令により建立された。戦前にはその祭祀は毎年4月22日の習焼神社の例祭と同日に行われたが、戦後廃止された。したがっていろいろ問題のあった合併社も有名無実と化したというより、事実上習焼神社の一部となったというべきであろう。

明治39年の無格社を村社に合祀する内務省令の意図は、明治4年における伊勢神宮を頂点とする全国のあらゆる神社の階層的編成を、さらにその細部に亘って実現する政策の表れであったが、明治4年に大小の神社の社格がきめられて、村々において村社と無格社とを区別した時、無格社の村社に対する関係はきまったのであるから、これらを合併することは必ずしも重要な政策であったようには見えない。所がそれをあくまで押し進める圧力が県庁からかけられた。合併の経過は村々によってかなりちがって現われた。南真志野のようにそれが形式的にしか行われなかった場合もあった。このことは半面から見れば、南真志野における祝神の祭祀にマキの関心が強かったことを示しており、したがって習焼神社の境内にこれと並んで別に合併社を建立させた理由でもあった。もちろんこのことは政府の行政的要求に対応する村落生活自体の内部組織の改編の一表現であったが、他の面から見ると部落内の諸祭祀はその成立の動機や目標やさらに運営が個々別々に見える場合でも全体として深い連関のあることを我々に示したことになる。

そこで我々は諸々の祭祀集団の連関をもっと考えておく必要がある。まず各沢のお堂における祭祀は表面的には仏教的なものであるが、沢の結合にとって仏教でなければならなかったとは考えられない。沢は南真志野を四分する基礎的な小部落であるが、その発生や発展の経過を我々はまだ十

分に追求することができない。しかし、部落の内部において、ある程度の自主性を持っており、部落の決議に十分反映している。江戸時代においてもすでにそうであつたらしいことは中井・高橋の報告に見える。沢はお堂に祭祀する特定の仏像信仰を中心にして結成されたのではなく、沢が成立した後に、別の動機でお堂が建てられたが、その仏像は初めから沢自身の守り本尊ではなかったらしい。前に述べた事がもし正しいなら、その経過を辿って、お堂の仏は沢の守り本尊となつたし、これによって沢は一層沢の団結を強めたといえるであろう。すなわちお堂の本尊は沢の団結の表象となると共にお堂は沢の公私の集会所となつたといつてよいかも知れない。

中世は違っていたろうが、江戸時代には南真志野においては、氏神習焼神社の例祭は毎年各沢が交替して担当した。そして7年目に来る御柱祭には各沢が1本づつ御柱を担当した。それは今日に引きつがれている。このことは南真志野の部落組織に4沢の区分が確立して来たことを示すものであり、このような分立がなければ各沢毎にお堂を祭祀することはなかったと考えられる。だから沢のお堂は沢という小部落の守護のためのものとなり、その団結の表象として作用した。これが沢の団結の唯一の手段であつたというのではないが、ある時期から極めて重要な作用をなした。

しかし沢の団結はその上に部落の団結を持つことによって可能となつたという関係を見なければならぬ。中世のことはもちろん別であるが、これは南真志野においては習焼神社の祭典の仕方によく表れている。そして習焼神社が部落生活に持つ意味とお堂が各沢に持つ意味とは性格的には全く同じとなつた。ちがう所は神仏の表面的なちがいのみにすぎない。これに似た例は少からずあつて、例えば紀州隅田における鎌倉時代の隅田党の本拠においては、総氏神は隅田八幡宮であつたのに、それに属する各部落の鎮守は薬師堂が最も多いという例もある。これらは神仏混淆の所産であるが、その根本的な性格は一定の地域社会の守護神信仰であつたということにある。善光寺の尊智和尚の記録にも善光寺が諸神社の遷宮に関与して

いたことが見える。記録に見える事柄の真相は十分に理解できないが、善光寺が習焼神社の遷宮に重要な役割を持ったことは、各沢のお堂と習焼神社との関係も、明治初年の神仏分離以前にはもっと密接であったことを推測させる。

氏神習焼神社が古くから諏訪大社の重要な末社であったことと善光寺(真言宗)や龍雲寺(曹洞宗)が存在したことは今日から見れば関係ないように見えるが、決してそうでなかったことは善光寺文書にその1つの表れが見える。これらの関係をここで述べることは不可能に近いが、少しだけふれておくことは必要である。

慶安元年(1648)諏訪大社が將軍から御朱印領として、上社千石、下社五百石を賜ったことは、藩主諏訪氏の直接支配から放そうとした幕府の政策であった。この政治的意義についてはふれないが、このことによって諏訪大社の祭祀の管理権は形式的には大祝家(諏訪氏)に属するに至った。しかし諏訪大社の諸大祭⁽¹⁾は莫大な費用を要したし、実際には江戸時代には御頭郷の奉仕によらなければならなかったし、藩主からの若干の黒印寄進も行われたので⁽²⁾、大祭の実際の監督は藩庁にまたなければならなかった。また非常に長い時代に亘る領主家と領民とが諏訪大社を介して結びついていたことが、一片の政策によって急に変更することなどできるはずもなかった。この結びつきを表象するものとして、諏訪大社を本社とする各部落の氏神を末社とする関係として表れていた。部落氏神(小宮)には本社と同じ祭神を祀るものもあったが、其他の祭神を祀るものも少くなかった。祭神が何であろうと、これらが諏訪大社の末社であることは、各村々が御頭郷に組織されて奉仕したと7年目毎に本社と同形式の御柱祭を小宮において各村人が奉仕することに表れていた。それと共にこれら小宮の各社には藩主がそれぞれ若干の除地を与えることが表裏をなして結びついていた。この意味からすれば、各村におけ

るマキの祝神や其他の小祠はその祭神が多くは諏訪大社と異なるのに、同じ年に小規模の御柱祭を奉仕したことは、それが諏訪大社の末社としての意味を持ったことを示す。御柱祭については総氏神諏訪大社(上社・下社)と小宮(部落氏神)と各マキの祝神などにおいてほぼ三重の祭祀組織を持ったことは諏訪藩の政治構造を知る上に欠くことはできない。

諏訪大社には、上社下社共に古くから神宮寺が併置され、大社の祭典に神宮寺僧侶が関与したことは明かであるが、神宮寺と村々の寺といかなる関係があったかをまだ詳にしない。諏訪の各宗派の本末的構造が藩の寺院政策と結びつき、藩主から各寺に与えられた除地はこの関係を端的に示すものであった。これらの寺が村々の小神祠とすら関係を持っていたであろうことは前にふれた。そして村々の各戸がその生活を護るために、寺檀関係と諸神祭祀とを生活の中で強く結びつけていたことを知るのには大切である。

2. 御頭奉仕の概要

諏訪大社上社では、正月1日に、年入神事、元旦神拜、蝦蟇狩神事に引続いて、御占神事を行なう。御占神事によって、その年に大祝を補佐して諸祭に奉仕するもの、即ち神使頭又は御頭が定められる。中世には御頭役は諏訪大社の氏人にとって重要な巡役であったが、氏人の性格や所在範囲(諏訪大社の支配領域)、氏人と大社との諸関係などの変化によって、御頭奉仕の規式や内容も次第に変化して今日に至った。

中世においては、御占神事によって当年の神使6人、即ち内県、外県、小県の各県に付く上介、下介の神使頭を定め、その後、神使のために神長⁽³⁾より御符を發する。これによって、前年の神使と当年の神使の交替がなされた。これが近世に至れば、真に神占によって御頭を定めるのは、諏訪藩の15組の御頭郷が奉仕する内県介の役に止まる。御頭郷制度については、前にふれたが各御頭郷の交替勤番で、その順位は神占によるものであ

(1) 中世には神使御頭以外に多くの御頭があったが、江戸時代には上社の御頭、下社のお舟祭(以上毎年)の例祭と七年間毎の御柱祭とであった。

(2) 今井広亀著諏訪の歴史

(3) 大祝の下にある上社の五官の筆頭であり、歴史上非常に重要である。

った。この外に、諏訪藩外の伊那郡の21か村も、7年毎か6年毎、又は隔年の3種に分けて、参加させてきた。

近世に御頭郷を構成していた「村」の性格、それらの「村」の御頭奉仕の仕方、それらの御頭奉仕参加の社会的意義についてと、それらの歴史的変化については不十分ながら若干の考察を試みた⁽¹⁾。それを簡単にのべれば、まず、家に家格があるように、村には「村格」とでもいべきものがあること。例えば、古村と新田村、親村と枝村というのがそれで、近世においては、この村格が「村」を単位とする村人の行動を大きく規定しており、御頭奉仕に直接参加する村代表たる村役人の行動、とくに直会における席順や、御柱祭における御柱や綱の順位⁽²⁾が「村格」の顕著なメルクマールとなっていた。そして、その場で示された村役人の行動が、後の入会林野や用水利用などの権利の行使に大きな影響を与えたことを指摘しておく⁽³⁾。また、近世に至り、御頭奉仕が上社のみでなく、下社の祭祀への参加を意味していることも注意を要する。

明治維新以後神使は廃止され、御頭郷は新しい行政村を単位として、地域的に隣接する2、3か村ごとに再編成された。明治9年に郡内24か町村を9部にわかつて、各部の年番奉仕となし、その順序は神占によるものとされた。明治維新以後諏訪大社を頂点とする諏訪地方の村落の氏神鎮守——マキの祝神を底辺に持つ——は伊勢神宮を頂点とする全国的な階層構造のなかにくみこまれ、再編成された。国家——府県——市町村という行政制度の階統制に従って、諏訪大社の祭祀がいとなまれ、諏訪地方の住民の諏訪大社信仰を背景として、藩(大名)——百姓という関係から、天皇——臣民という関係において、新たな意義づけがなされた⁽⁴⁾。そして、その後若干の修正を経て敗

戦をむかえた。

3. 旧湖南村における御頭資料

南真志野における諏訪大社関係史料は、郷倉に66点、支所に9点発見され、このうち68点は御頭関係資料であった。文書の内容はさておき、点数だけをみれば、文化13年の21点、弘化2年の10点、天明6年の8点などが比較的まとまったものである。しかし、資料の密度からみれば、昭和21年御頭関係書類綴もこれに次ぐものである。今日、諏訪大社の著名な神事である御柱祭に関するものは、寛政9、明治23、明治29、昭和19の各年に1点ずつ、計4点しか発見されなかった。

このような事情から、われわれは、まず、昭和21年の御頭関係文書を中心に資料を紹介する。それは、敗戦直後において、御頭奉仕がいかになされたかが、直接、今日的な問題につらなるものとするからである。

真志野を親郷とする御頭郷の慶長19年に組合せた枝郷については、すでに示しておいたが、その後近世末期に至り枝郷、新田の自立化が進むにつれて、南北両真志野村の新田(後山、板沢、柗平)が御頭郷に直接参加するに至った(天保3年御頭諸入用帳参照)。また稗之底村が故あって廃村した後、立沢村(旧本郷村、現富士見町)が御頭郷に「村」として参加するに至り、直会において乙事村と席論をおこした。弘化9年の議定によれば、席論がおこった理由としては、両村は隣接する位置にあることのほかは殆んどたしかめられない。明治9年御頭郷が再編され、戸長役場を持つ連合村単位に組合わされ、宮川、中洲、湖南の3か村が第5部に編入された。敗戦直後には、中洲、湖南両行政村で第6部を編成していた。

終戦の翌年昭和21年1月2日に諏訪大社は、同大社氏子会湖南村協議員伊藤専一郎に「御頭御占之次第」、即ち、「本年内県御頭番御占第六部湖南村、中洲、二ヶ村へ相当候(中略)来ル一月五日午前十時礼服用、上社=御頭請トシテ御出頭相成度(後略)」の通知をした。伊藤専一郎は田辺区下組に居住し諸々の公職を勤め、当時は湖南村

⁽¹⁾ 黒崎「親郷と枝郷——とくに諏訪大社の御頭奉仕を中心に」社会学評論 34号

⁽²⁾ 御柱には、上社、前宮、下社春宮、秋宮に各々第一から第四までであった。

⁽³⁾ 黒崎前掲論文

⁽⁴⁾ 明治4年(?)に諏訪大社下社秋宮に伊勢神宮遥拝所が設けられた

長であった⁽¹⁾。諏訪大社氏子会の組織は、諏訪地方——町村——区(部落)の行政組織を基盤としていたので、「御頭御占之次第」を請けた村長伊藤専一郎は、これを村内各区長及び御頭郷惣代に御頭請神事の出席の件として通知した。湖南村からの出席者は田辺、大熊、南真志野の各区長、代理及び御頭郷惣代⁽²⁾、北真志野の区長と同代理、村長、主事、書記など合計19名であった。この時はかつての南北両真志野村の新田であった板沢、柵平両区からは出席者がなかった。

御頭奉仕の規式は明治9年2月改正の「御頭勤方簿」によっており、1月1日の御占神事に「部順之各村」より1名ずつ上社へ出頭し、1月5日午前10時に相当した各村長が正服用の上、上社に御請申出し、御頭勤方帳を受取る。1月11日に請書持参の上、御符請取のため、午前10時に各村戸長正服用の上、上社へ出頭することになっていた。昭和21年にもこの規式に従った。

御請書

諏訪神社

御頭郷 第六部

本年内県御頭番依御占被差定候ニ付守成規可相勤依之御請書差上候以上

昭和二十一年老月拾壹日

諏訪郡湖南村

村長 伊藤専一郎

諏訪神社

宮司 中島正国殿

御頭請神事に南真志野部落から出席したのは、昭和20年度の区長原喬国と、同代理者小林正勇御頭郷惣代の金子次郎、関唯男、金子利内、藤森勘一の計6名で、出席した各部落の役員に比して最も多数の出席者をだした⁽³⁾。南真志野区の役員選挙は昭和21年度については同年1月25日に

⁽¹⁾ 伊藤専一郎は山野委員(大正3~10)村議、(大正3~10, 2期連続)、郡議(大正8~12)、村長大正11~14と昭和20~24)などを歴任した

⁽²⁾ 昭和21年度日誌によれば、南真志野区の主要役員は、区長、同代理、山惣代4名、氏子総代4名(各沢1名)、協議員18名であった。

⁽³⁾ この4名のうち金子次郎は北真、村長村議をした。他の3名は南真の野明、南、仲村の各沢にそれぞれ属し金子利内は昭和32年の区長であった。

各家1票を行使して行なったから、事務引継が行なわれるまでは前年度の役員が奉仕した。

御頭請の後に、湖南、中洲両行政村の住民が執った神事は、2月28日野出神事、3月18日御社宮司降と境注連の神事、4月15日酉の祭と御頭郷祭、4月19日御社宮司昇神事と8月1日下社遷座祭(御府祭)である。

野出神事は明治9年「御頭勤方簿」や宝暦4年の小坂区所蔵の「御頭勤方規式」によれば、1月28日に行なう事になっていたが、昭和21年には2月28日に行った。この神事は「大祝以下前宮の十間廊に着いて饗膳に預る式で⁽⁴⁾、郡の頭人より之を勤仕」したもので、別名「御頭郷始」と称し、頭人が月の一之頭に勤仕するのに先立ち、奉仕始のために行なうものと称されている。明治9年の「御頭勤方簿」によれば、この神事のためにその前日までに、御頭郷は十間廊に神饌9台、内御玉殿に神饌7台⁽⁵⁾、本社神殿に同5台などのほか諸品を用意し、人足9人を当日午前7時までに上社へ出頭させ、同8時までに戸長、筆生、伍長及び判頭が「正服用上社へ相揃へキ事」であった。昭和21年の野出神事には、2月25日に湖南村は各区長惣代あてに、所属する各区の御頭郷惣代とともに、28日午前11時に役場集合の上、上社へ出頭する旨の連絡をしたが、人足、神饌、出頭者名面について何らの記録もない。当日湖南村から区長伊藤直人が上社へ出頭した。

次に、3月18日御社宮司降神事と境注連神事を行なう。明治9年の前掲書によれば、御社宮司降神事は3月17日に行なわれ、「本社神官耆員各村へ出張候ニ付奉仕ノ社名前立テ上社へ可申出事、但神饌者各村ニテ用意ノ事」とある。前掲の宝暦4年御頭規式帳によれば、正月5日に本郷及び枝郷とともに境注連と御社宮司御符の申入をし、正月11日は御符及び境注連であり、野出神事より早い時日に行なう規式であった。昭和21

⁽⁴⁾ 「諏訪史第2巻後篇 p.413

⁽⁵⁾ 十間廊神饌は、洗米、粃各1升、神酒1升5合、鏡餅1升5合、鹿肉200目、大魚2尾、小魚7尾、海藻2品、野菜2品、塩水5合、組立膳9膳、神供鉢2曲、折敷3枚、糴3口、新薦長6尺3枚である。

年3月13日に、村役場は各区長惣代あてに、「御社宮司降祭、来ル3月18日執行候」と伝え、区長、同代理及び御頭郷惣代に役場へ集合する事を付加えた。同日午前中に境注連を行うことになっていた。その準備のため各区は1名ずつ16日午後3時に役場に参集させ、当日の直会のためか、役場は出席者各人に「有合酒肴一品宛持参」を要請した。境注連のために、田辺、大熊では各々松かさワラの6尺程の枝を5~6本と榊の中1本と注連繩を、北真志野も同様の物品を、南真志野は榊の大枝を2本を（この四部落はこれを各々3か所分）用意し、新田であった梶平と板沢は田辺部落で用意したものをそれぞれ1か所分ずつ準備することになった。さらに当日の神饌などのための諸品18品⁽¹⁾と、御幣用の境注連用材として一寸角長さ4、5尺のものを7本と祓幣用として同じものを1本準備した。境注連の場所は田辺、文出境、大熊、^{ツノ}神宮寺境、北真志野旧道^{アノガ}有賀境、同新道有賀境、砂原、^カ小川境、板沢、伊那境、梶平、伊那境の7か所と定めた。これは、行政村である湖南村と他の行政村との境界にあっていた。従って、それは近世の藩制村の境界でも、慶長18年に制定された「村」の地境でもなかった。この準備に参加したものは、御頭神職の茅野氏と原氏（後者は習焼社社掌）と先述の各区よりの代表者7名であり、南真志野からは区長伊藤直人が出席した。

しかし、当3月18日には、「本年ハ諸種事情悪キ為、各関係地区ニ於テノ神事ハ之ヲ取止メ、役場楼上ニ於テ全員立会ノ上合祭ヲナシ、関係役員ニヨリ、之ニ注連繩ヲ張ル」事になった。この神事は「村の境界における通路の側における浄地を割して齋場となし、中央に三本の幣串を立て、一間余を隔てた周囲の辺より常盤樹を挿し廻らしてその梢を一所に結束ね、常盤樹の外を根部より頂上へと段々と注連繩をひきまとう」⁽²⁾もので御頭郷を清める行事であった。

とまれ、当日午前中に境注連神事が終了し、御社宮司降神事に移った。上社より社掌宮坂氏が来り、これを司祭した。この神饌は、洗米、神酒、鏡飾、山鳥、昆布、みかん、塩水、野菜、鮎など10台であった。午後4時に神事が終り、直会に移り、その席上で「前例ニヨリ御社宮司昇神事ハ4月19日トスルコト、酉ノ祭御祓祭ハ神職ノ都合ヲ尋ネ、成ルベク4月15日当日早朝執行スル様取計フコト」を協議した。両神事の奉仕者は、田辺区5名、大熊区4名、南真志野区10名、北真志野区4名、後山区4名、板沢区2名、梶平区2名、村長、助役、収入役、主事、書記、上社神職と御頭神職2名であった。南真志野区の10名は、区長と区長代理、前年度の区長と同代理（本年度の立会）、御頭郷総代3名、氏子総代3名、不詳1名であった。

なお御頭奉仕とは直接の関係がないが、3月31日に諏訪上下両社春季参拝を挙行し、南真志野では80有余名が参加していた⁽³⁾。

4月15日は酉ノ祭、御頭郷祭である。4月11日に、諏訪大社は湖南村長である氏子会大総代に「(前略)惣代直会用として神酒壺升御奉納方、御迷惑ながら御配慮賜度(下略)」とあった。これは前年12月の町村会で既に諒承されていた事項であったが、敗戦の翌年にこのような神事の件の協議がなされたことは注目せざるをえない。村役場は4月12日に各区長あてに「来ル十五日執行セラルベキ酉ノ祭及御頭郷祭当番奉仕役員各位ノ警戒ノ為、当日午前八時当役場ニ於テ修祓神事執行候(下略)」と通知し、各区長はさらに区内の各役員に通知した。この修祓神事は、前掲の勤方簿では、4月13日に執行するものであった。御頭郷祭は中世には「^{オホキ}大御立座神事」と称し、3月酉日に行ない「^{トリアガタオホキマシ}外果御立座^{トリアガタ}」に次ぎ、^{オホキ}内果、^{オホキ}小果

(1) 鏡餅、公魚、鮎、昆布、海苔、蜜柑、焼酎、豆腐、運根、人蔘、大根、ねぎ、醤油、白米、改良紙、本改良、糊入紙、麻などである。

(2) 諏訪史第2巻後篇 pp. 412—413

(3) 前掲区日誌3月26日及び3月31日の項による。これは「内外諸在地ニ居ル諸勇士ノ健勝祈願、祈禱料5円」で、未復員者がかなり多くあったことは参拝者の数からも推察される。

(4) 諏訪史第2巻後篇 p. 37 領地内の主要地点でそれぞれ神事を行う年初の重要行事であったが、同時に領地の支配を象徴する政治的意味を持つものであった。

の神使4人の進発する」式であり、この為に十間廊神饌16台、内御玉殿神饌7台、若御子社神饌6台、本社神饌7台などの準備が御頭郷に課せられ⁽¹⁾、明治9年の前掲書では、これに当日午前6時に戸長、筆生、伍長が正服用にて上社へ出頭せねばならず、同時に人足45人を揃えることになっていた。昭和21年の当日は、湖南村から村長、助役、書記に各区長、役員合計24名が上社へ出頭した。南真志野からは区長と氏子総代の関吉平と原賀寿美が参加した。なお氏子総代の2名は御頭郷総代をこの時には兼ねていた⁽²⁾。

神事終了後、4月19日の御社宮司昇神事の協議がなされ、午前中は準備のため各区1名ずつ出勤すること、午後は神事につき御頭郷惣代及び各区民奉仕のこと、榊2本は後山区へ依頼のことが定まった。御頭郷の精進明にあたる御社宮司昇神事は4月19日に執行され、この奉仕者は各区からは御頭郷祭と同じ名面のものが合計21名、役場からは村長など三役と主事、書記で7名、神職は諏訪大社から1名、御頭郷神職2名などであった。なお、南真志野からは前出の3名が奉仕した。献備品は洗米、神酒、御供餅二分一飾、スルメ五枚、公魚七百匁、鯉一尾、昆布海苔、人蔘、葱、夏みかん一貫目を十台にもった。神事は午後1時にはじまり、同4時にとじた。

御社宮司昇神事終了後に、南真志野区では協議会を開き、習焼神社神職の原隆道が8月1日に執行される御舟祭に対する衣服料の申出があり、区がこれに150円を給与することにした。また諏訪大社氏子寄附割当は湖南村に850円であり、南真志野区はこのうち230円を賦課された。これに対し区は徴収方法を協議した。その結果、区では常会長に依頼して徴収方法をはかったが、戸数217戸、1戸分1円見当に定め、翌20日さらに西沢

68円、仲村沢60円、野明沢42円、南沢61円の分担にて合計231円に決定し、各常会長に徴収を依頼した。そして、5月2日に区長は役場へ、諏訪大社氏子寄附金184円、援護会費95円、合計279円を納入した⁽³⁾。

この後、諏訪大社下社の遷座祭が8月1日にあった。下社は諏訪郡下諏訪町にあり、諏訪湖を隔てて、上社に対しての。下社は春宮と秋宮とに分れ、町の上下に相当の距離をもってはなれ鎮座しており、8月1日春宮より秋宮へ御神体を遷す儀式があり、御舟祭という。御柱祭は上社、下社が別々に行い、神事に参加する町村も別々に組織されている。このことは、中世において両社がそれぞれ別箇に支配圏を有し対立抗争していたことに系統を引くかも知れないが、近世諏訪藩が確立し、両社の祭祀組織を構成する主要な村落が一つの藩領に編入されたので、藩は領内郷村を統一的に支配し、両社の信仰圏の対立を抑制する必要にも迫られたと思われる。古来上社の御頭奉仕は正月から3月西口に至る間上社の広い領域の各地の氏人からなされたのであるが、近世御頭郷制定以後は諏訪全部の村落から奉仕されることになり、8月1日の下社の遷座祭奉仕がお頭郷の義務として課されたのであり、政治構造の変化が根拠となっている。

昭和21年7月3日、湖南村長は御頭郷惣代と各区長へ「下社遷座祭湖南、中洲打合せ」が、7月9日午後1時に、上社齊館にて行なうこと、従って同日午前11時役場集合、正午出発、各自酒1.5合と肴1品を持参する旨を通知した。さらに大社は湖南村大惣代へ、7月15日神社設立報告祭及び8月1日例祭並びに遷座祭用として神酒1升の手配を依頼した。ここでも「いつもながら御迷惑の事」とのべた書状が送られた。神社報告祭の件は、大社宮司中島正国と氏子会会長今井五介が、大惣代伊藤専一郎と氏子会主事田中四浪(前者は湖南村長で後者は同村役場主事)とに「(前略)陳者予てより御高配賜わり居候当神社規則も御承知の通り承認有之茲に新規則に依る神社設立相成候段、洵に御同慶の至りに奉存候。就ては来る十

⁽¹⁾ 野出神事よりも神饌の規損が大きく、十間廊神饌は、洗米1升、粳1合、神酒1斗、甘酒1升、鏡餅2升、菱餅3升、鹿肉3貫目、鯉2尾、鮒15尾、赤魚15尾、白兔1疋、白鷺1羽、雉子1羽、海藻4品、野菜4品、串柿20串、作果1盛、塩水1升これに神供鉢2曲、組足膳16膳、折敷4枚、麩5口、中折紙50枚、新薦長5尺5枚、檜柱3寸角長5尺1本節なし、5色指各5尺などであった。

⁽²⁾ 前掲区日誌4月15日及び同19日の頃による。

⁽³⁾ 前掲区日誌8月1日

五日午後一時上社に於て役立奉先祭執行可致候間御多忙中乍恐縮万障綜合せ御参列被下度、尚此機会に大総代、主事合同打合せ開催致度、併せて御案内申上候(下略)」と通知した。氏子会の構成については充分触れえないが、それはこれまで管見したところでは、各家——常会(南真志野では沢)——行政村——諏訪郡という地方制度を媒介にしたものであることは明白である。例えば、大惣代が町村長であり、御頭郷惣代には各部落の氏子総代がなり、各区長を主要な役員とし、伝達には大社——町村——各区(沢)——隣組の系統を利用し、費用の負担も同様の経路を媒介としてなされたことがその一端を示す。氏子会長の今井五介は、片倉製糸の有力な指導者であり、岡谷市長及び貴族院議員をつとめ、岡谷市今井区の最も有力なマキの出身であったことなどからみて、陰に陽に諏訪地方の政治の最有力者であったことは誰れ知らぬものもない。

7月15日には役場にて、各区長集合のもとに配給委員会(7月酒配給の件)が開かれ、その席上、南真志野区から遷座祭の曳子8名を若者に依頼することになった。7月17日に区長は公会堂にて常会長会議を開き、酒配給割当のうち区使用分を2斗とし、このうち1斗は若者へ遷座祭用として提供することにきめた⁴⁾。

7月22日に大社宮司と氏子会長は氏子会大惣代へ、8月1日の遷座祭の連絡をし、「(前略)追而管区氏子総代各位にも然るべく通知の程(下略)」と依頼した。湖南村大惣代は、7月23日付第2174号で、主任、会計、若者頭へ「御舟祭に関する協議会開催の件」を通知した。協議会は7月26日午後5時より開かれ、各区より御頭奉仕主任(区長)、同会計、御頭郷惣代、若者頭の諸役員が役場に集合する合同の打合せ会であった。会議にて議決された8月1日御舟祭に関することは、「(前略)1. 時間 御頭郷惣代並役員は12時迄に秋宮へ集合。柴船曳奉仕者=若者連ハ正1時迄ニ春宮ニ集合。一般参拝客ハ適宜。尚当日は臨時列車を運転する予定ですが、未だ正確ではありません。時刻は上諏訪発12時16分——下諏訪

発7時の予定であります。切符は村で一括購入の予定(万一臨時列車不能の場合は各自便宜の方法で御参集下さい)。2. お船の曳出しは午後1時曳着けは5時の予定。曳綱は雄綱、雌綱どちらでも構いません。湖南、中洲入り交って仲良く引きます。綱継ぎ等も行いません。3. 祭典は右の時刻ですから、お弁当をもたないのを原則とします。従って村では宿をとりません。4. 奉仕者(曳子)は若者連が奉仕します。若者の年齢には制限がありません。60歳でも若者です。大勢で引いて下さい。5. 服装は総代でも、曳子でも自由の服装です。6. オンベは新調しませんから、家にあったらそれを持って行って下さい。暑い折ですからめいめいが体や乗物に気をつけて下さい。若者頭の統制、整理によく従うこと」がその大要で、村民には回覧板で通知された。

協議事項の詳細は、

1. 区長総代、御頭郷ハ当日正午(正確)迄ニ秋宮ニ集合ノコト、遷座祭行列ニ奉仕、秋宮ニ戻ル。
2. 曳船出発ハ1時イ、例年ノ如ク中途ニテ引継等ハ行ハズ両村入込ニテ曳クロ、雄綱、雌綱ハ大惣代ガ抽籤ニテ決定スル、但シ引ク時ハ何レノ側ヲ引クモ可ハ、曳ク人数ハ若者連(年齢ニ制限ナシ)ニ一任ス、其ノ統制ハ若者頭之ヲ行ヒ、全般ノ取締リハ大惣代ガ行フ。
- ニ、曳綱ハ国民学校ノ綱引用ノモノヲ借用シ、新調セズ(径1寸長サ30間アレバ可)
- ホ、曳船供奉者ハ正1時春宮ニ集合ノコトヘ、艇ハ使用セズ
3. 服装は任意トス
4. 宿ハ借用セズ、適宜ノ場所ニ於テ休憩ノコト但シ総代、御頭郷ノ昼食ノ際ハ社務所ノ一部ヲ借用予定
5. 村名旗ハ使用セズ(帳灯モ使用セズ)
6. オンベハ各村ニテ約25本用意シ、音頭取りニ渡ス、各家庭デハ御柱祭当時ノモノアレバ之ヲ使用サレ度
7. 前例ノ役員徽章ハ使用セズ

⁴⁾ 区日誌7月15日、17日

8. 曳着ケハ略々5時トシ、6時ノ列車ヲ利用スレバ好都合ナラン、一般ノ為ノ列車利用ハ上諏訪駅ト交渉ノ予定ナルモ大シテ期待シ得ズ、各自乗車、徒歩、其ノ他ノ方法ニ依ラレ度」で、なお「藁繩ヲ各区ニテ3束宛用意ノコト、弁當置場所ハ藤森秀茂氏ニ依頼スルコト」が付加された。

この神事は「中世期に典型の成立を示す諸社の神幸式により、神儀の移御を本体として、警護及び威儀の具を先に、供奉の面々を後にする一繋がりの行列を立て、その行を畢った後に渡物を続かしめ、秋宮の移御を畢って犬追物等の神賑に取懸る三段の順序⁽⁴¹⁾」よりなる。この渡物が御船又は青柴船と称し⁽⁴²⁾、「長さ六尺方一尺の樗柱六本を骨子とし、縦横に数本の貫を嵌入して、幅六尺、縦一丈二尺長方形の枠形を組上げ、その両端に柴を結着けて、六尺に余る扇形を造り、周囲に幔幕を引き、枠形の中央を貫いて担棒を附する。総重量五百貫。御船には丈七尺許の釣竿を執る老翁と魚籠を持つ老媪との偶像⁽⁴³⁾」を立てたもので、「初めはこれを秋宮で組立てて春宮に移し、柴で飾附けた後、頭郷の曳子によって秋宮に曳入れ、神楽殿の周りを三匝して式を畢へ、境外内御玉戸社の傍に二軀の像を置去⁽⁴⁴⁾」りにするのであった。

前掲事項に加えて、「当日時期ヲ見テ取行フ予定 御舟祭準備ニ付協議事項」は

1. 御舟曳キ人足ノ件

前回ハ御頭郷ヲ代表シ村長ヨリ若者連ニ委任ス

2. 目標旗等調整並使用ニ関スル件

イ、村名旗 ロ、高張提灯 ハ、小提灯

3. 服装ノ件 自由ナルヲ可トス

4. 宿舎取定メノ件

イ、選定ノ為出張ノ件 出張日、出張者、各区会計主任1名、役場吏員

イ、一村一軒ニスルカ ロ、各區別ニスルカ、前回ハ一村一軒トシ (中略)

5. 柴船造営準備監督

前回ハ造営準備監督トシテ前日7月31日各村ヨリ出張シタリ、本年モ同様ト思考ス、其出張人員ヲ予メ定メ置キタシ、前回ハ各区会計係が出張シタリ、

6. 御船奉仕者祓式ノ件

前々回ハ7月26日、前回ハ7月30日午後2時役場ニ於テ行フ。

集ルモノ 区長惣代、代理者、御頭郷惣代並若者組

準備ノ為、各区1名午前9時ヨリ出頭ノコト (会計主任)

7. 8. 9. は省略

10. 入費割 戸数割 5分 地租割 5分

11. 会計並費額分賦方法

前例 一時借入レ、会計係ニ於テ支出ス

分賦方法	田辺 48	大熊 125
	南真 189	柵平 14
	北真 181	板沢 14
	後山 55	

其他 1. 役員徽章ノ件

でこの時に役員名簿も整備された。南真志野区の場合は、区長と同代理者各1名、御頭郷惣代(翌焼社氏子総代)4名(各沢1名ずつ)、若者頭8名(各沢2名ずつ)で、区長は御頭奉仕主任を、御頭郷惣代のうち1名が会計を兼任していた。他の各区においても、南真志野区と略々同様の役員構成であった。

明治9年の「御頭勤方簿」には、「一、八月一日下社遷座祭ニ付午前第六時戸長、筆生下社相援ヘキ事、右出張ノ戸長以下名面書差出ヘキ事、一、人足三百人同時下社ヘ相揃フヘキ事、一、御船秋宮ヘ着ノ上、例式ノ相撲取結フヘキ事」が規式であった。この神事の奉仕には御頭郷の全員が参加する程のものであったから、御頭郷は詳細な奉仕の規定を必要とし、昭和21年には御頭郷一湖南村——各区——沢・常会——各家のルートでその規定を伝達した。

南真志野の村人は、当日午前10時に習焼神社へ集合し、御神酒を頂き、同10時半に出発し、12時16分上諏訪にて乗車した。午後1時に修祓式に参加し、同1時半曳出し、午後6時半秋宮に

(41) 諏訪史第2巻後篇 pp. 700—701

(42) 同 p. 705

(43) 諏訪史第2巻後篇 p. 706

(44) 同 p. 706

曳着け、祝酒を頂戴し散会した。この時肴五百匁酒1斗2升を区より出した⁽¹⁾。神事終了後、前掲「御頭勤方簿」は「一、上、下社掃除夫給料其他取纏メ差出ヘキ事、一、御頭祭諸入費明細簿取調上社へ差出検査ヲ受ヘキ事、其節御頭郷帳上社へ返却ノ事」と規定していた。湖南村は、12月3日第3553号で各御頭郷会計係へ、12月7日に御頭郷会計会議を開くことを通知し、同12日付第3643号で区長惣代及び御頭郷惣代へ、同14日午後1時に御頭郷会計認定会を開く旨を連絡した。当14日に御頭郷会計報告が異議なく認定され、その席上、諸入費を前例にならって、半額を戸数割、半額を地租割とし、各区長に区民名簿を縦覧させ、徴収困難な住民の氏名をあげさせた。

さて、御頭奉仕に要した費用についての詳細な記録がないので、殆んど不明である。幾分明らかなのは、境注連、御社宮司降及び御社宮司昇の三神事に湖南村で購入した13点の諸品の代金額のみであった。諸神事の際に供進すべき神饌についても、御頭神職及び大社神職が来村した際の費用という湖南村で負担しそうな費用については皆目わからない。さらに、各区で負担したと考えられるものについてもここでは殆んど触れがたい。

⁽¹⁾ 前掲区日誌8月1日

われわれが入手しえたものは、湖南村が12月22日第3727号で、各区長総代あての「御頭郷祭及御舟祭費徴収の件」の通知しかない。それは、戸数割が、1円45銭、地租割が地租1円に対して17銭4厘で、各家から費用を徴収することを、村が区に依頼したものであった。ともあれ、徴収総額は2189円73銭を予定していた。第1表参照。

明治維新以後、諏訪大社は国家の直接の支配下におかれたことはすでにふれた。諏訪大社の信仰圏も地方制度によって整序されたが、第二次大戦の敗北によって、名目的には諏訪神社は国家権力から切り離されたことは周知の通りである。昭和21年は正にその時点にあたる。しかし、敗戦による諸変革はまだそれ程深化していなかった。諸変革はむしろ其後大いにすすんだのであった。従って、この時点では、戦後の諏訪神社信仰の意味も、十分にはとらえがたい。しかし、この時点に先述の氏子会の再編成や、諏訪神社の宗教法人化がおこる導火線が生じつつあった。そして戦前には、大社が氏子に対し、諸神事に「勤仕スベキモノナリ」と命令していたのが、「御迷惑ながら」と懇請する状態にか変わったのもこの時点であった。

第 1 表

	戸 数	地 租 額	戸 数 割	地 租 割	徴収額計
		円	円	円	円
田 辺 区	96	1072.40	139.20	186.79	325.99
大 熊 "	157	1148.50	226.20	208.21	434.41
南真志野 "	207	1448.40	300.15	252.21	552.36
北真志野 "	224	1786.70	324.80	346.24	671.04
後 山 "	59	320.10	85.55	55.82	141.37
板 沢 "	15	78.60	21.75	13.62	35.37
柵 平 "	14	50.90	20.30	8.89	29.19
計	772	5905.90	1117.95	1071.78	2189.73